

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の 特定事業主等を定める規則

〔 令和2年9月1日
常総衛生組合規則第7号 〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、それらの長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

管理者	管理者が任命する職員
-----	------------

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年10月1日から施行する。
（この規則の失効）
- この規則は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が効力を失う日限り、その効力を失う。